

## 北海道感染症予防計画（第5版）の策定について

### 1 概要

北海道感染症予防計画（以下「計画」という。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）第10条の規定並びに法第9条の規定による「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「国基本指針」という。）及び法第11条の規定による「特定感染症予防指針」に基づく感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。

現行計画は、感染症予防編と結核予防編の二部構成で、計画期間は平成20年度からおおむね10年間となっており、この間の国基本指針の改正や他都府県の計画見直し状況等を踏まえ、次年度からの新たな計画を策定するもの。

### 2 これまでの経過

#### (1) 計画の策定経緯

年月	感染症予防計画	年月	結核予防計画
平成12年 3月	計画策定 (国基本指針等に基づく策定)		北海道結核予防計画策定 ・結核予防法第3条の4に定める基 本指針に基づき策定 ・基本指針に合わせて21年度まで の計画期間 ・目標値：21年度までに人口10 万人対罹患率低順位全国一
平成16年 7月	第2版策定 (国基本指針改正に付随)	平成17年 7月	
平成18年 2月	第3版策定 (国基本指針改正に付隨) ・計画期間の規定なし。（国基本指 針で目標値及び計画期間を定めて いないことに準ずる。）	平成19年 3月	結核予防法及び基本指針の廃止 「結核に関する特定感染症予防指針」 の策定（法第11条に基づくもの）
平成20年 3月	第4版策定。 ・計画期間は20年度からおおむね10年間※1 ・結核予防計画を感染症予防計画へ統合 ・「北海道保健医療福祉計画」の部門別計画として位置付け※2		
平成30年 3月	(第4版) 計画期間終了予定		

※<sup>1</sup>第3版までは、計画期間の規定がなかったが、計画期間及び目標値を定める北海道結核予防計画との統合、北海道保健医療福祉計画の部門別計画に位置づけられたことを踏まえ、計画期間を定めた。

※<sup>2</sup>北海道保健医療福祉計画は29年度をもって廃止され、当該計画の部門別計画としての位置づけから除外され、新計画は個別計画になる予定。

#### (2) 国基本指針の主な改正経緯

平成10年 10月2日	感染症法施行
平成15年 12月19日	法施行後5年経過、SARS対応、輸入動物、対象疾病の見直し、検疫対策の強化
平成19年 4月1日	病原体等の取扱いの規制、感染症の分類見直し、旧結核予防法の廃止、患者の人権尊重の観点、予防接種法及び検疫法の改正
平成28年 3月10日	新型インフルエンザ等感染症、指定届出機関制度、検査体制（精度管理）、SARS及び痘瘡の行動計画策定公表の記載廃止、動物輸入届出制度

### 3 策定の方向性

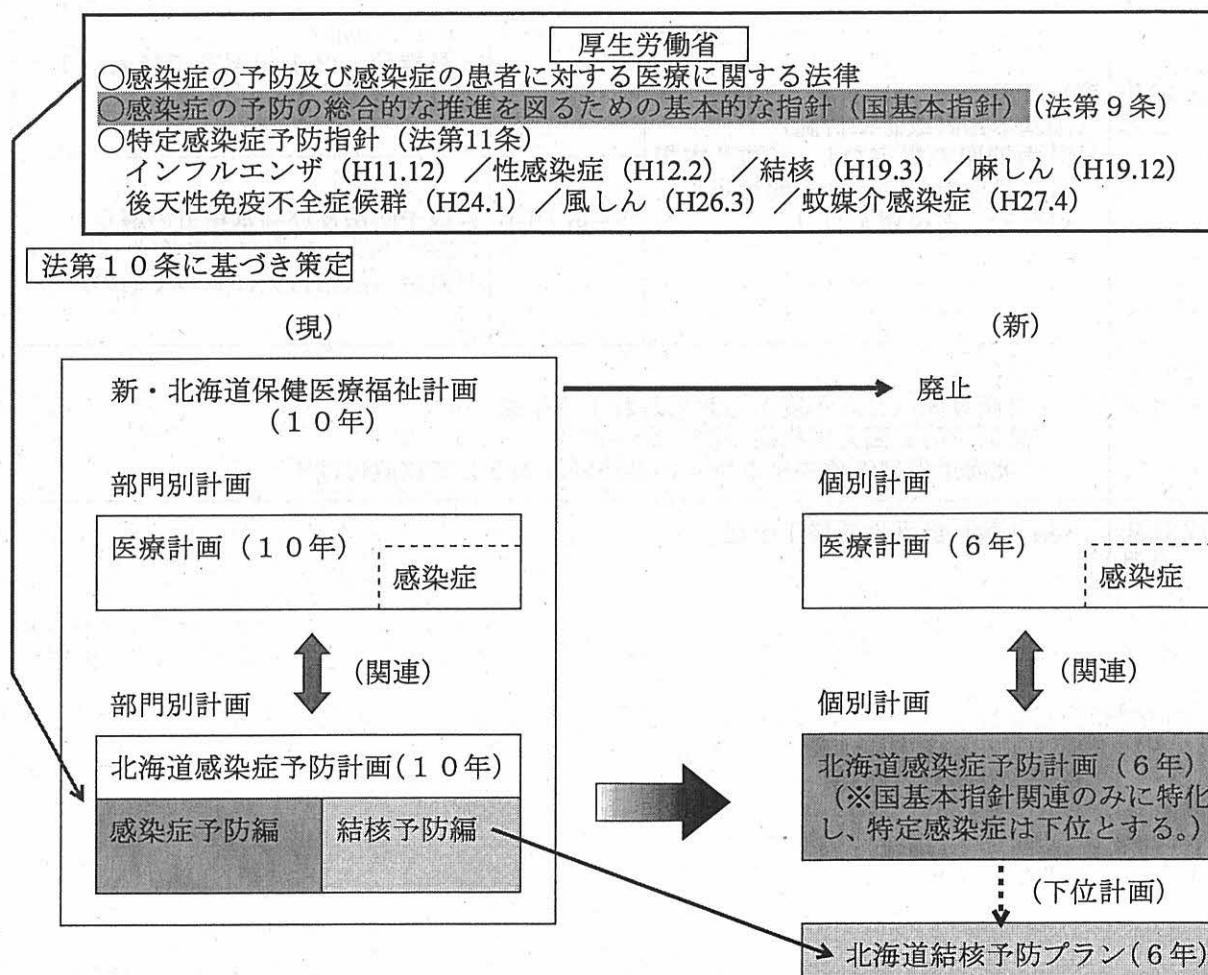
#### (1) 計画期間

- ・施策の方向性を示す計画であり、数値目標は設定しない（国基本指針においても指標等は設けられていない）が、関連する医療計画など当部関係の他計画との整合性を考慮し、計画期間を設ける。
- ・新計画の計画期間は、当部関係計画の多くが6年（5年ではなく、診療報酬改定の倍数2×3年）としていることに併せて、30～35年度の6年間とする。

#### (2) 構成

- ・現計画の策定から10年が経過し、この間、平成21年には新型インフルエンザが世界的な大流行となり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が制定されたことをはじめ、鳥インフルエンザ（H7N9）及び中東呼吸器症候群（MERS）の二類感染症への追加など、感染症に関する法制度等は大きく変化していることから、感染症予防編と結核予防編の二部構成を見直し、予防計画本体は、感染症対策を総合的に推進するための基本的な方向性を示す内容として、国基本指針に即して策定する。
- ・特に総合的に予防のための施策を推進する必要があると国が定めている感染症（インフルエンザ、性感染症、結核、麻しん、後天性免疫不全症候群、風しん、蚊媒介感染症）について、法第11条に基づき定められている「特定感染症予防指針」に基づいて対応する旨、計画に記載する。
- ・ただし、結核に関しては、依然として国内における最大の慢性感染症であり、過去の沿革も踏まえ、引き続き、道においても総合的な取組を徹底していくことが重要であるとの判断の下、予防計画の下位計画として「北海道結核対策プラン」を策定する。

#### （構成イメージ）



### 4 スケジュール（案）

区分	事務内容	感染症危機管理対策協議会	道議会・パブコメ	備考
9月	たたき台完成	たたき台報告（9月上旬）	推進状況報告（3定前日）	
11月	素案作成		素案報告（4定前日）	
12月			パブリックコメント	
1月	原案作成	原案報告（1月中～下旬）		
2月			原案報告（1定前日）	
3月	策定			下旬HP